

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。
令和5年4月26日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

令和5年度（2023年度）ICTを活用したヒグマ出没重点監視エリア抽出手法等検討検証モデル事業委託業務実施概要

(2) 業務の目的及び内容

ア 目的

人の生活圏へのヒグマ侵入が相次ぎ、市街地等での人身事故、農林水産業被害が発生し、全道的に対応困難な地域が増加していることから、ヒグマによるあつれきに対処するため、ICT等を活用し、ヒグマの出没経路となる危険性の高い場所やヒグマの出没を重点的に監視する地点（以下、「モニタリングポスト」という。）等を、GISを活用して抽出を行い、市街地等へのヒグマ出没抑制のため、複数市町村における広域的なヒグマ出没対応体制の整備や連携に寄与するためのモニタリング手法のモデル構築を目的とする。

イ 内容

(ア) 実施地域選定

(イ) ヒグマ出没環境抽出マップ作成及びモニタリングポストの選定

(ウ) 手引き等の作成

(エ) 報告書の作成

(3) 契約期間 契約締結の日から令和6年（2024年）3月8日（金）まで

(4) 納入場所 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(5) 納入成果品

業務結果報告書A4版冊子（3部）、電子媒体1枚

(6) 納入期限 令和6年（2024年）3月8日（金）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次の要件に該当する者であること。

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

キ 道内に営業・運営拠点を有すること。

ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、

2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和5年(2023年)5月12日(金)午後5時必着

イ 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

持参の場合は、日曜祝日及び土曜日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出場所 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付に関する事項等

(1) 交付期間 令和5年(2023年)4月26日(水)から同年5月24日(水)まで(日曜祝日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 3の(1)のウと同じ

(3) 交付方法 (2)の場所で交付する。

なお、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課のホームページ(アドレス：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/nyusatsu/>)からダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限、場所、方法等

(1) 提出期限 令和5年(2023年)5月24日(水)午後5時必着

(2) 提出場所 3の(1)のウと同じ

(3) 提出部数 6部(社名は1部のみ記載し、残り5部は記載しないこと)

(4) 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(5) ヒアリングの実施

企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する。(日時及び場所は別途通知する。)

なお、提出のあった企画提案書が多数である場合には、企画提案書のみにより第一次審査(書面)を行い、評価が上位の企画提案書を提出した者に対してのみヒアリングを行う場合がある。

6 提案の無効等

(1) 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する様式等及び企画提案書作成上の留意事項に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) ヒアリングに参加しなかった場合には、棄権したものと見なし、無効となることがあるので留意すること。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により、契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 連絡先 電話番号 : 011-204-5988(直通)

ファックス : 011-232-6790

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。